

## 70歳以上の方の高額療養費制度の見直しについて(お知らせ)

高額療養費制度の見直しにより、高額療養費の自己負担限度額が変更(網掛け部分)になります(平成30年8月施行)。

- ア 現役並み所得者 外来療養に係る高額療養費の自己負担限度額を廃止したうえで、所得区分を細分化し各区分の自己負担額が設けられます。
- イ 一般所得者 外来療養に係る自己負担限度額について、現行の14,000円から18,000円に引き上げられます。

区分	外来(個人)	外来+入院(世帯)
	課税所得690万円以上	252,600円+(医療費-842,000円)×1% ※多数回該当の場合は140,100円
課税所得380万円以上	167,400円+(医療費-558,000円)×1% ※多数回該当の場合は93,000円	24,600円
課税所得145万円以上	80,100円+(医療費-267,000円)×1% ※多数回該当の場合は44,400円	15,000円
一般	18,000円 (年間14.4万円上限)	
低所得者Ⅱ(変更無し)		
低所得者Ⅰ(変更無し)	8,000円	

問合せ先 国保年金係 ☎72-1295

## あなたを守る消費生活相談室 高齢者の消費者トラブル例

### 事例

一人暮らしの父宅に「電話料金が安くなります。光回線にしませんか。」と大手電話会社を名乗り、何度も電話があった。父は固定電話の料金が1,000円も安くなるならと思い承諾したと言うが、不安なので解約したい。

※光回線は、必ずインターネット契約が伴います。月額5千円以上の利用料金が発生する可能性があります。ご注意ください。契約については、基本として、契約の書面を受け取った日から8日間は、利用者の都合により契約を解除できます(初期契約解除制度)。



### 自分だけで判断せず、すぐに相談しましょう!!

上益城5町は、広域連携により、各町の垣根を越えた相談室を設置しています。月曜日から金曜日まで、借金問題、商品・サービス、インターネット・クレジットの契約問題など、あらゆるトラブルの解決に向けて、専門の相談員が無料で相談に応じています。(山都町の相談室には、平成29年度57件のご相談がありました。)5町にお住まいの方は、遠慮なくどの町でも相談ができます。安心して豊かな生活を送れるように、専門の相談員が問題解決のお手伝いをします。

### 【上益城消費生活相談室】

月曜日 益城町役場 ☎096-286-3111 木曜日 甲佐町役場 ☎096-234-3223  
火曜日 御船町役場 ☎096-282-1111 金曜日 山都町役場 ☎72-3133  
水曜日 嘉島町役場 ☎096-237-1112 ※甲佐町と山都町は専用ダイヤル

## わたしたちの人権

159

誰もが人間として生きていくうえで  
侵すことのできない当然の権利  
これが『人権』です

### 第23回「5・23差別をなくす 山都地区集会」を開催します。

本集会が始まる以前には、「部落差別をはじめあらゆる差別をなくす集会」として「5・23狭山県民集会」が開催されてきました。「狭山県民集会」に参加した解放子ども会は「石川さんの生い立ちやがんばり」に学び、差別をなくすための訴えや行動を通して反差別の仲間をつくってききました。本集会は、「狭山県民集会」の想いをつないでいくため、1996年から開催してきました。

発表し、それは多くの大人が子どもたちから学ぶこととなりました。このように子どもたちが主体となりながら、大人も共に学び合う場として、矢部中学校で実施している意義を確認しながら本集会を開催します。21世紀は「人権の世紀」と言われながら、現在の社会は部落問題や様々な人権にかかわる多くの課題を残しています。

「狭山」問題は部落差別が凝縮されたものです。5・23とは予断と偏見によって石川さんが別件逮捕された日です。部落差別の現実や、石川さんが独力で教育を取り戻していったことなどに学び、自分たちのくらしや地域社会における差別の現実にも重なり、部落差別をはじめいじめや仲間はずしなどのあらゆる差別をなくしていくことにつなげていかなければなりません。

部落差別をはじめあらゆる差別をなくす意欲と実践力を持った子ども達の育成や、人権文化に満ちた社会の形成を目指します。

日時 5月26日(土)  
会場 矢部中学校体育館  
スケジュール  
午前8時45分  
アトラクション  
午前9時  
開会(うたごえ)  
主催・共催団体代表挨拶  
問題提起  
決意表明  
集会宣言・スローガン採択  
午前11時  
閉会(うたごえ)

## 「人権擁護委員の日」をご存じですか。

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。全国人権擁護委員連合会では、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、この日を中心として特設の人権相談所を開設するなど、一層の人権尊重思想の普及・高揚に努めることとされています。

山都町には、山都町長から推薦されて、法務大臣から委嘱を受けた7名の人権擁護委員がいます。

矢部地区 渡邊 加代子 蘇陽地区 菅原 健二  
本田 松代 井上 洋美  
井上 里己  
清和地区 上村 正則  
吉田 智美



相談は無料で、秘密は守られます。お気軽にご相談ください。

問合せ先 熊本県地方法務局人権擁護課 ☎096-364-2145  
福祉課 人権センター ☎72-2031